

第三セクターに関する指針

1 趣旨

この指針（以下「指針」という。）は、市が出資又は出捐（以下「出資」という。）する第三セクターに関する「情報公開」、「抜本的改革に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示すものである。

2 対象法人

指針の対象とする第三セクター（以下「対象法人」という。）は、次の基準のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント以上を出資している法人
- (2) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、その経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人
- (3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、市が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人

3 情報公開

- (1) 市長は、対象法人の財務状況、事業内容、役職員の状況、経営理念・方針、中期的な経営目標、主要事業の成果及び課題を明らかにし、事業活動及び経営状況の透明性の向上を図るため、対象法人に対し、年1回、次に掲げる書類の作成及び提出を求め、提出された当該書類を一般の閲覧に供する。

ア 情報公開シートⅠ（PDCAサイクルシート）（様式第1号）

イ 情報公開シートⅡ（財務諸表）（様式第2号）

- (2) 市長は、対象法人に対し、前号に掲げる書類と併せ、年1回、次に掲げる書類（附属書類を含む。）の提出を求め、提出された当該書類を一般の閲覧に供する。

ア 定款又は寄附行為

イ 役員名簿

ウ 事業報告書

エ 損益計算書又は正味財産増減計算書

オ 貸借対照表

カ キャッシュ・フロー計算書

キ 財産目録

ク 事業計画書

- (3) 前2号に掲げる書類の記載又は提出に不足があるときは、市長は、対象法人に対しその理由を求める。
- (4) 市長は、対象法人に対し、対象法人自らが積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう求める。
- (5) 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の法人以外の対象法人であっても、2(1)及び(2)に該当するものについては、毎年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出するものとする。

4 抜本的改革に向けた取組

- (1) 市長は、次のア、イ又はウに該当する対象法人について、当該対象法人の経営状況の評価と存廃・統合を含めた抜本的改革に向けた取組方針を検討することを目的とし、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家を専門委員として採用し、評価・検討を行う。
 - ア 経営が悪化しているおそれのある法人
 - イ 設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人
 - ウ 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人
- (2) 前号アについては、経営が悪化しているおそれがある対象法人を広くとらえる趣旨から、対象法人が次のアからエまでのいずれかに該当した場合、前号アに該当するものとする。
 - ア 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること。
 - イ 債務超過にあること。
 - ウ 累積欠損金があること。
 - エ 直近3期全てにおいて経常損失が生じていること。
- (3) 専門委員は、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総財公第112号。総務省自治財政局長通知）、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総財公第95号。総務省自治財政局長通知）、対象法人の設立目的、対象法人が行う事業の公共性・公益性及び対象法人を取り巻く社会情勢を踏まえ、対象法人の経営状況、事業の意義、採算性、環境変化への対応状況、出資存続の必要性、最適な事業手法の選択、民間経営手法の導入等について検討し、必要な改革案、意見等を提示する。
- (4) 市長は、専門委員から提示された改革案、意見等を踏まえ、対象法人ごとの改革に向けた取組方針を策定し、対象法人を指導する等、必要な措置を講じる。
- (5) 市長は、改革に向けた取組方針の実施状況について、専門委員に対して、定期的に報告し、点検評価を実施する。

5 公的支援の考え方

対象法人は、市から独立した事業主体であり、その経営は当該対象法人の自助努力によって行われるべきものである。よって、公的支援の実施に当たっては、事業の公共性・公益性を十分に勘案した上で、真に公的支援が必要な場合に限り、次に掲げる支援について、当該各号に掲げる内容で行うことができる。

(1) 人的支援

人的支援（市職員の対処法人への派遣）は、次に掲げる事項に留意し、行うことができる。

ア 対象法人のうち、市職員を派遣できるものは、石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年石巻市条例第34号）第2条第1項の規定により、公益財団法人慶長遣欧使節船協会及び一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターに限る。

イ 市職員の役員就任は、対象法人の経営責任の明確化及び事業活動の公共性・公益性を確保するため、真にやむを得ないと認められる場合に限り。

ウ 対象法人からの要請に基づき、市退職者を常勤の役員として就任させる場合は、その必要性や法人雇用職員の登用の可能性を十分検討の上、あつせんすることとし、就任の期間は最長2年を超えてはならない。

(2) 財政・金融支援

対象法人の経営に要する資金は、直接・間接の手法を問わず、対象法人が自ら調達することが本来であるが、これらが適当でない場合又は効率的な経営を行ってもなお支援が必要な場合は、必要最小限度の支援を行うことができる。なお、支援に当たっては、法人の設立目的、事業の公共性・公益性等を十分に勘案しなければならない。

6 新たな第三セクターの設立

新たな第三セクターは設立しない。ただし、真に市の行政目的の達成のためやむを得ない場合で、かつ、既存の第三セクターの活用では対応できない場合に限り設立できるものとする。この場合において、次に掲げる事項を十分に審議・検討の上、設立の可否を決定し、その検討結果については公表する。

なお、設立する場合は、市が出資者として負う責任は、出資の限度に留まり、これを超えた責任は存在しないことを当事者間はもとより対外的にも明確にする。

- (1) 設立目的及び経営者の職務権限・責任が明確であること。
- (2) 市の施策との関連性及び市と法人の役割分担が明確であること。
- (3) 市が直接運営を行うよりも、効率的・能率的に事業が運営されること。
- (4) 民間活力や資金を導入することで、地域経済の活性化につながる事業であること。
- (5) 第三セクターによる事業の実施で、公共性・公益性を確保できること。

- (6) 中・長期的な採算性が見通しが明確であること。
- (7) 市の出資の額及び割合が必要最低限であること。

7 その他

- (1) 指針に定めるもののほか、指針の運用に関し必要な事項は別に定める。
- (2) 時間の経過、経営状況の変化に伴い、対象法人と市の関わり方は当然に検討が必要であることから、この指針の内容（様式第1号及び第2号を含む。）及び取組の成果について定期的に確認し、2か年度を目途に見直しを行うものとする。
- (3) 次の規程は、廃止の手續を執る。
 - ア 第三セクター等に対する関与方針（平成17年石巻市告示第534号）
 - イ 「第三セクター等に対する関与方針」実施要領（平成18年石巻市訓令第56号）
- (4) この指針に関する庶務は、財務部行政経営課が処理する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正指針は、平成25年8月1日から施行する。